

産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動に伴い排出される廃棄物で以下の区分があります。産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

産業廃棄物の区分一覧

名称	指定業種等	廃棄物の例
(1)燃え殻	なし	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
(2)汚泥	なし	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
(3)廃油	なし	グリス(潤滑油)、大豆油など、鉱物性動物性を問わず、すべての廃油
(4)廃酸	なし	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
(5)廃アルカリ	なし	廃写真現像液、廃金属石けん液等、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
(6)廃プラスチック類	なし	発砲スチロールくず、合成繊維くず等、固形状液状を問わず高分子系化合物(合成ゴムを含む)
(7)ゴムくず	なし	天然ゴムくず(注：合成ゴムは廃プラスチック類)
(8)金属くず	なし	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属金属の研磨くず、切削くずなど
(9)ガラス、コンクリート、陶磁器くず	なし	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
(10)鉱さい	なし	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
(11)がれき類	なし	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片
(12)紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業等	印刷くず、製本くず、裁断くず、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず
(13)木くず	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業等	建物・電柱・工事現場等から排出される廃木材やおがくず、梱包材くず、板切れ、廃チップ
(14)繊維くず	建設業、繊維工業	木綿、羊毛、麻、糸、布、不良、レーヨンくず、建設現場から排出される繊維くず、ロープなど ※注：合成繊維は廃プラスチック類
(15)動物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業	動物や植物に係る固形状の不要物(魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど)
(16)動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
(17)動物の死体	畜産農業	牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
(18)動物系固形不要物	と畜場等	解体した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
(19)ばいじん	集じん施設によって集められたもの	大気汚染防止法のばいじん煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
(20)廃棄物の処理物	廃棄物を処分するために処理したもの	有害汚泥のコンクリート固形物、焼却灰の熔融固形物

※(12)～(18)の廃棄物は特定の事業活動に伴って排出される場合にのみ産業廃棄物となります。それ以外の場合は事業活動に伴って排出された廃棄物でも一般廃棄物となります。

※(19)～(20)の廃棄物は業種を問わず、排出形態によって産業廃棄物となります。

※(13)木くずで、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用木材を含む)は業種を問わず産業廃棄物となります。

※輸入された廃棄物は原則としてすべて産業廃棄物となります。

※その他廃棄物の区分として、特別管理産業廃棄物(廃油、廃強酸、廃強アルカリなど)や特別管理一般廃棄物(PCB使用部品、廃水銀、感染性一般廃棄物など)があります。